医療費控除の明細書【内訳書】の下書き（令和8年分）　様式の並び（1・2・3の欄）

様式ID NTA0KOB560010180（次葉 NTA0KOB565010170）。提出する明細書は国税庁の様式に書くか、確定申告書等作成コーナーやe-Taxで作ります。このエクセルは数字を用意するための下書きで、提出する書類ではありません。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません（様式）。

1 医療費通知に記載された事項（医療費通知を添付する場合に記入します）

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）	
(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額　㋐	
(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補塡される金額　㋑	

医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合があります（様式の注）。

2 医療費（上記1以外）の明細（「領収書の一覧」から、医療を受けた方・支払先・区分ごとに計算式でまとめます）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補塡される金額
2の合計（次葉の小計を含む）				

医療費の合計　A（㋐＋㋒）	
医療費の合計　B（㋑＋㋓）	

3 控除額の計算

A	**支払った医療費**	
B	**保険金などで補塡される金額**	
C	**差引金額（A－B）（マイナスのときは0円）**	
D	所得金額の合計額（下の注を見て入れます）	
E	**D×5%（赤字のときは0円）**	
F	**Eと10万円のいずれか少ない方の金額**	
G	**医療費控除額（C－F）（最高200万円、赤字のときは0円）**	

計算に使う数字（国税庁 No.1120・様式）

所得金額の合計額に掛ける割合（5%）	0.05
差し引く金額の上限	100,000
控除額の上限	2,000,000

Dには申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。退職所得及び山林所得がある場合はその所得金額、ほかに申告分離課税の所得がある場合はその所得金額（特別控除前の金額）を加算します。損失申告の場合は、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の金額を転記します（様式の注）。

Gは申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します（様式）。様式にもNo.1120にも1円未満の扱いが書かれていないため、Eからの計算では端数を残しています。

2の欄に係る領収書等は、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管します（様式）。

医療費控除の明細書【内訳書】の下書き（令和8年分）　次葉（2の明細のつづき）

様式ID NTA0KOB560010180（次葉 NTA0KOB565010170）。提出する明細書は国税庁の様式に書くか、確定申告書等作成コーナーやe-Taxで作ります。このエクセルは数字を用意するための下書きで、提出する書類ではありません。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補塡される金額
小計				